

許せない!!

高さ違反による

高さ

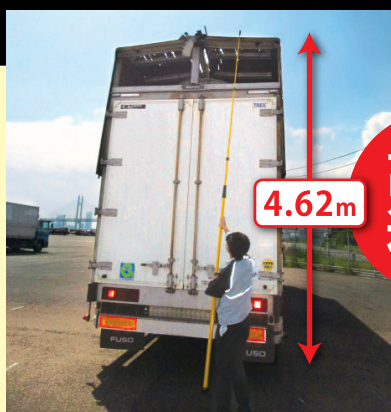
道路損傷

!

首都高には高さ制限があります

首都高では高さが**一般的制限値3.8m**(高さ指定道路は**4.1m**)を超える場合、通行できません。車両の高さを測定し、事前に通行可能な経路を確認したうえでご通行ください。

「首都高の高さ指定道路」について
詳しくはこちらから ▶

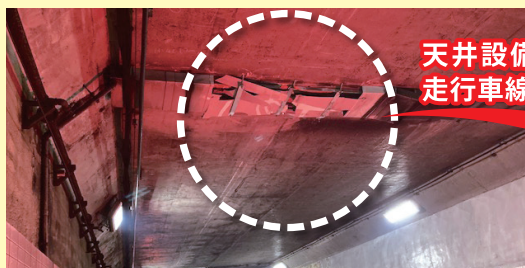


高さ違反!

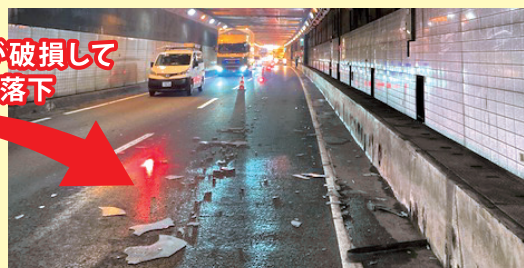
!

高さ違反は重大事故につながります

高さ違反車両がトンネル天井などの施設へ接触すると、接触により垂れ下がったケーブルや落下した破片に後続車両が接触するなど、重大事故の原因となり大変危険です。



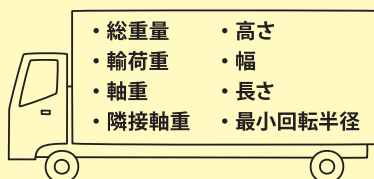
天井設備が破損して
走行車線へ落下



!

制限値を超える特殊な車両の通行には許可証等が必要です

高さ以外にも、総重量や軸重、幅、長さなどの車両諸元について、道路法および車両制限令で一般的制限値が定められています。この一般的制限値を超える特殊な車両を通行させるときには、通行しようとする道路の道路管理者が発行する**特殊車両通行許可証等**が必要となります。



制限値を超える場合は
許可証等が必要

「特殊車両通行許可制度」
について、詳しくはこちらから ▶



ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社